

公的年金の補完となる私的年金の活用

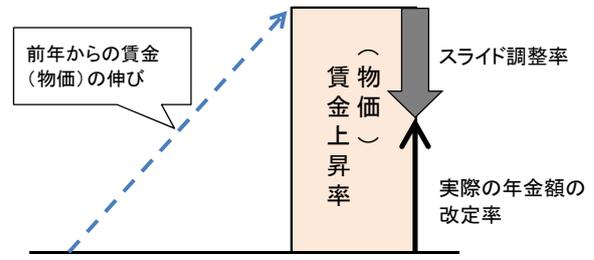
【ポイント】

1. 公的年金は今年度のマクロ経済スライド発動で、物価の伸びほど支給額が増えない時代に突入した。今まで以上に老後の備えの資金準備が必要になる。
2. 私的年金への期待は大きいですが、企業年金では厚生年金基金の解散が進み、確定給付企業年金は減少、確定拠出年金だけは着実に増加しているが、課題も残されている。
3. 私的年金は企業年金だけでなく様々な個人年金もある。私的年金それぞれの特性を生かし、老後に備えていくことが公的年金の実質的な減少に備える途である。

1. 公的年金の実質的な減額

平成 27 年 1 月 30 日に厚生労働省から年金額改定について公表されたが、平成 27 年度の年金額は特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整で、基本的には 0.9%の引き上げとなった。同日に公表された物価変動率は+2.7%で、実質的には年金額は目減りしていることになる。4 月、5 月分が支給された平成 27 年 6 月 15 日の年金額から、この改定が実施された。将来の年金受給者である現役世代の年金水準を確保するために、現在の年金水準調整を早期に開始する必要がある。そこで、平成 16 年の年金制度改正でマクロ経済スライドが導入された。賃金や物価の改定率から公的年金の被保険者の減少率と平均余命の伸びを勘案した 0.3%の合計のスライド調整率を控除して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みとなっている（図表 1）。しかし、物価下落時には適用しないという要件があったので、発動がこれまでできなかった。今後、マクロ経済スライドにより公的年金は中長期的に給付水準が調整され、平成 26 年 6 月に厚生労働省から公表された年金財政検証では、平成 26 年度の 62.7%の所得代替率はアベノミクスがうまくいき想定どおりの経済成長としても平成 62 年度には 51.0%、最も厳しいシナリオでは 41.6%まで低下していく試算が出ている（図表 2）。

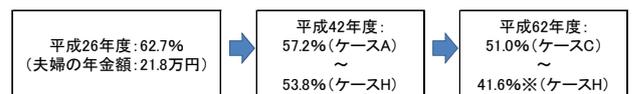
図表 1. マクロ経済スライド



$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金全体の被保険者の減少率} + \text{平均余命の伸びを勘案した一定率}(0.3\%)$$

(資料)厚生労働省資料より富国生命作成

図表 2. 標準的な厚生年金の所得代替率の将来見通し（平成 26 年度財政検証）



※仮に機械的に給付水準調整を続けた場合の値

		ケースA	ケースC	ケースH	
将来の経済状況の仮定	労働力率	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの		内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	
	全要素生産性(TFP)上昇率	1.8%	1.4%	0.5%	
経済前提	物価上昇率	2.0%	1.6%	0.6%	
	賃金上昇率(実質<対物価>)	2.3%	1.8%	0.7%	
	運用利回り	実質<対物価>	3.4%	3.2%	1.7%
		スプレッド<対賃金>	1.1%	1.4%	1.0%
(参考)	経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	1.4%	0.9%	-0.4%	

(資料)厚生労働省資料より富国生命作成
(備考)経済ケースについては一部を抜粋して記載

2. 企業年金の動向

今後、企業年金や個人年金が公的年金の補完的な役割を担う事が期待されるが、代表的な企業年金の適格退職年金は平成 24 年 3 月末に廃止、厚生年金基金は平成 26 年 4 月から施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、解散や代行返上が進んでいる。既に平成 27 年 5 月末で 94 基金が解散、18 基金が代行返上、残る 420 基金のうち、解散内諾 265 基金、代行返上内諾 102 基金で、存続予定は平成 27 年 3 月末時点で 20 基金と、厚生年金基金は大部分が消滅する方向性となっている。

現在の中心となる企業年金は確定給付企業年金（以下、DB）と確定拠出年金（以下、DC）だが、前者は昨今減少が続いている。大企業が主として導入している基金型よりも、規約型が特に減少しており、DC 移行だけでなく、収益改善や経費削減、事業継続困難等による制度終了もあるようだ。

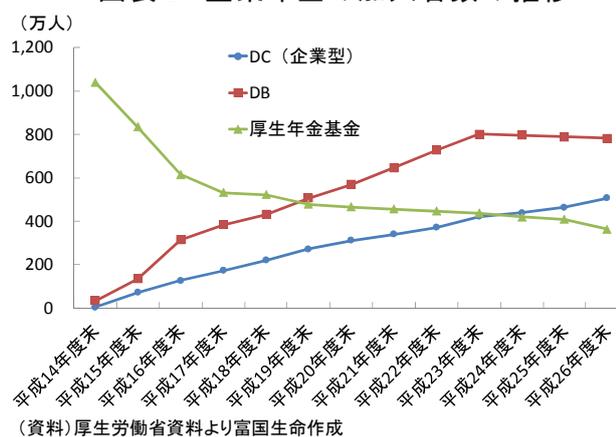
企業型 DC は平成 13 年 10 月に導入以来、順調に増加し、平成 27 年 5 月末時点で承認規約数 4,657 件、実施事業主数 20,200 社、平成 27 年 4 月末時点で加入者数約 529.6 万人とその数を増やしている。しかし、DC も DB と同様に制度終了している実態があり、平成 27 年 1 月で 9 社増加、3 社減少、平成 27 年 2 月で 37 社増加、3 社減少、平成 27 年 3 月で 70 社増加、12 社減少と、看過できない面もある。

DC は掛金に拠出限度額があるものの、非課税で掛金を積み立てることができ、老後の備えには最適な制度といえるが、一方、60 歳までは原則引き出せず、もしもの時には活用はできない。老後所得機能に特化している年金といえよう。70 歳時には給付をもらわなければならない、相続で活用しにくい面も留意する点である。しかし、企業の財務負担を平準化する動きやライフコースの多様化に対応できる利点もあり、運用環境の良好さも手伝って、今後も増加するとみられる。

昨年 10 月に社会保障審議会の下に企業年金部会が設置され、企業年金のありかたの議論が実施され、リタイア後の生活資金に関する自助努力を促すため、DC のさらなる普及を目指して加入者の要件緩和やより簡易な設計・運用を可能とするための改正が必要との結論に達した。平成 27 年 4 月 3 日に確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、通常国会に提出されているが、日本年金機構の個人情報流出事件の影響もあり、法案が成立するかは予断を許さない状況になっている。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の内容は制度面から運用面と多岐にわたっているが、目玉は、国民のライフコースの多様化に対応するために、国民年金の第 1 号被保険者と企業年金のない社員に限っていた個人型 DC の加入対象を第 3 号被保険者や公務員にまで広げる点である。また、企業型 DC を導入している企業の従業員、DB や厚生年金基金を導入して企業型 DC を導入していない企業の従業員も個人型 DC に今までは加入できなかったが、今後は加入できるようになり、どのようなライフコースになったとしても、必ず老後保障のための自助努力手段が確保できる面は画期的といえる。個人型 DC は使いにくさや手数料の高さもあり、平成 27 年 4 月末時点で第 1 号加入者 63,610 名、第 2 号加

図表 3. 企業年金の加入者数の推移



入者 152,007 名と加入者数は少数に留まっていたが、改正法施行予定の平成 29 年 1 月以降は増える余地はあるといえる。いわば、DC も企業年金から個人年金に軸足を移してきたといえよう。

他にも企業年金の普及・拡大のために自社では費用や運営の負担面から企業年金を導入するのが難しい中小企業に対する規制緩和を盛り込み、従業員が 100 人以下の企業では設立手続きなどを大幅に緩和する簡易型 DC に加え、個人型 DC に加入する従業員に対して事業主が掛金を追加拠出できる小規模事業主掛金納付制度を創設する。米国のシンプルプランや IRA（個人退職勘定）と同様の仕組みだが、個人型 DC の仕組みは既に構築されているため、事業主や金融機関のコストも抑えられる効果があるのではないかと考えられる。これらも個人型 DC の増加に寄与する改正である。

3. 個人年金の動向

個人年金といえば、生命保険会社各社が販売している個人年金がまず頭に浮かぶと思うが、他にも様々な個人年金がある。先に述べた個人型 DC 以外に自営業者等の国民年金第 1 号被保険者のみが加入できる国民年金基金がある。月額 68,000 円まで非課税で積み立てることができ、計算の根拠となる予定利率は 1.5% と相対的に高い。しかし、1 口目は終身年金でなければならず、原則中途解約はできず、企業年金や生命保険会社の個人年金で認められているように、年金に替えて一時金で受け取ることもできない。DC 以上に老後所得機能に特化しているといえよう。

一方、生命保険会社各社が販売している個人年金は、DC や国民年金基金に比べて所得控除において制約があるが、生命保険料控除、支給開始年齢 60 歳以上や年金支払期間 10 年以上等の要件を満たすことで適用される個人年金保険料控除で、それぞれ所得税で 40,000 円、住民税で 28,000 円の所得控除を受けることができ、課税対象となる給付は保険料相当分は控除され、税制優遇がある。最近の各社の個人年金保険は、加入年齢や支給開始年齢が広範囲となっており、老後の備えに加え、お子さんの教育資金や結婚資金、マイホーム資金に活用することも可能だ。給付は終身年金だけでなく、公的年金の支給開始までのつなぎ年金としても活用できる確定年金もあり、一時金で受け取ることもできる。契約者貸付や一部減額、途中解約で臨時的な資金ニーズにも対応可能である。税制優遇では DC や国民年金基金が勝っているが、柔軟さでは個人年金が勝っているといえよう。

4. おわりに

公的年金の実質的な減額に備え、様々な私的年金を活用してもらう事は意義があり、企業年金や個人年金を商品として持つ生命保険会社の役割である。企業においては、厚生年金基金の解散等に向けた動きや他の企業年金制度に関する改正の動きが続くなか、メリット・デメリットを考慮しながら、今後、自社の退職金・企業年金制度を大きく見直す動きが広がることが予想される。個人においては老後の備えとして退職一時金があるが、老後に一定の収入がなく取り崩していくだけの不安を感じる面は大きく、老後の備えとして定期的に支給される年金のニーズはより高まると思われる。一方、税制の優遇度が高まれば、私的年金の規制は強くなり、活用には一定の制限がかかる。このような企業年金や個人年金の特性を踏まえて、活用していくことが肝要と考える。

(営業企画部 中林 宏信)
